

## 「規制改革推進のためのアクションプラン」

平成15年2月17日

総合規制改革会議

1. 基本方針

「官製市場」(医療、福祉、教育、農業など)、「都市再生」、「労働市場」などの分野を中心に、規制改革の加速的推進を図ることにより、新規需要・雇用の創出、豊かな国民生活の実現を図ることが重要である。

このため、総合規制改革会議は、これらの分野等における最重要事項を「重点検討事項」と位置付け、本年6月までの間を当面の目標として、当会議等が有するあらゆる機能・権限等を行使しつつ集中審議を行い、その成果を「重点検討事項に関する答申(仮称)」としてとりまとめ、公表する。その際、「重点検討事項」には、遅くとも2年以内に規制改革を実現する(新たな法制度等の施行を完了する)旨の実施時期の目標を設定する。

なお、これらの検討の際には、「構造改革特区での実現」をも視野に入れつつ、構造改革特別区域推進本部との一層の連携強化を図る。

2. 当面のスケジュール

- (1) 総合規制改革会議は、「重点検討事項」のうち、2月下旬に予定されている構造改革特別区域推進本部において「特区で実施可能な規制の特例措置」として「構造改革特別区域基本方針」に盛り込まれる事項について、構造改革特区推進本部に対し、最大限の協力を行う。
- (2) 当会議は、「重点検討事項」のうち、上記「構造改革特別区域基本方針」に盛り込まれない事項について、経済財政諮問会議、構造改革特別区域推進本部とも一層の連携強化を図りつつ検討を行い、本年6月を目途に、「重点検討事項に関する答申(仮称)」をとりまとめ、公表する。その際、関係各省に対して、現在当会議及び規制改革担当大臣が有するあらゆる機能・権限等を行使する。

- (3) なお、経済財政諮問会議においても、「重点検討事項」についての集中審議等を行い、得られた成果と残された課題を、6月の「基本方針2003」に反映させることを期待する。

### 3. 実現に向けた具体的手法

- (1) 総合規制改革会議令（第5条第1項・2項）に基づく、当会議による関係行政機関の長に対する「資料提出・意見開陳・説明の要求等」
- (2) 総合規制改革改革会議（ワーキンググループを含む）におけるプレス等も含めた「公開討論」の実施、議事録の公開等
- (3) 規制改革担当大臣や総合規制改革会議議長と関係各省の大臣又はハイレベル事務方との直接折衝
- (4) 内閣府設置法（第12条第2項）に基づく、規制改革担当大臣による関係行政機関の長に対する「勧告の実施」

### 4. 重点検討事項

- (1) 医療
- ① 株式会社等による医療機関経営の解禁
  - ② いわゆる「混合診療」の解禁（保険診療と保険外診療の併用）
  - ③ 労働者派遣業務の医療分野（医師・看護師等）への対象拡大
  - ④ 医薬品の一般小売店における販売
- (2) 福祉・保育等
- ⑤ 幼稚園・保育所の一元化
- (3) 教育
- ⑥ 株式会社、NPO等による学校経営の解禁
  - ⑦ 大学・学部・学科の設置等の自由化

(4) 農業

- ⑧ 株式会社等による農地取得の解禁

(5) 都市再生

- ⑨ 高層住宅に関する抜本的な容積率の緩和

(6) 労働

- ⑩ 職業紹介事業の地方自治体・民間事業者への開放促進

(7) その他特区において一部認められているものの、早急に全国展開を図る必要性の高いもの

- ⑪ 株式会社等による特別養護老人ホーム経営の解禁
- ⑫ 株式会社等による農業経営（農地のリース方式）の解禁

## 構造改革特区推進のためのプログラム

平成14年10月11日  
構造改革特区推進本部決定

8月30日を締切り期限とした構造改革特区に係る提案の募集に対しては、426件の地方公共団体や民間事業者等からの構造改革特区の具体的な提案が寄せられ、その中で提案されている規制改革要望は約900項目に及んでいる。一方、政府は、9月20日に開催された第2回構造改革特区推進本部において、「構造改革特区推進のための基本方針」を決定し、制度の具体化に当たって踏まえるべき制度の目的、取組みの方針等について定めたところである。

この基本方針を踏まえ、政府においては、「規制の改革は全国一律の形でなければいけない。」という従来の発想から、「地方の特性に応じてさまざまな規制のあり方がある。」という発想に転換し、「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を重ねてきた。

現下の経済情勢の中では、構造改革の歩みを一層加速し、確実なものとしていくことが必要であり、構造改革特区はその突破口である。地方公共団体や民間事業者等の熱意を政府として確かに受け止め、構造改革特区を一刻も早く実現するために、構造改革特区を推進するための具体的な制度の骨格、構造改革特区において特例措置を講じることができる規制及び特例措置を講じる場合の要件、今後のスケジュール等について、ここに「構造改革特区推進のためのプログラム」として定め、政府として着実な実行を図る。

## 1. 構造改革特区制度の骨格

構造改革特区制度の基本的枠組みは、以下の方針で作成するものとする。

(1) 以下を内容とする、構造改革特区推進のための一本の法律（以下「特区法」という。）の制定を図る。

①内閣総理大臣は、以下を内容とする構造改革特区基本方針（以下「基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求め、決定後すみやかに公表する。

- i) 構造改革特区の推進の意義及び目標
- ii) 構造改革特区の推進のために政府が実施すべき基本的な施策
- iii) 構造改革特区の認定に関する基本的な事項
- iv) 政府が講ずべき措置についての計画（構造改革特区において特例措置を講じる規制）等

- ②地方公共団体は、構造改革特区とする区域やその区域において講ずべき規制の特例措置等を記載した構造改革特区計画（以下「計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。
  - ③内閣総理大臣は、計画が地域活性化に資するものである等と認められるときは、計画を認定する。
  - ④内閣総理大臣は、計画の認定に当たっては、計画に記載されている規制の特例措置に関する事項について関係行政機関の長の同意を求める。
  - ⑤関係行政機関の長は、規制の特例措置の内容が特区法又は基本方針に即して定められた政省令上の内容に適合する場合には、これに同意する。
  - ⑥関係行政機関の長の同意を得て内閣総理大臣が計画を認定した場合、計画に定める規制の特例措置が構造改革特区において適用される。
  - ⑦規制の特例措置の内容は、法律による規制については特区法で、政省令による規制については基本方針に即してそれぞれ政省令で定める。
  - ⑧内閣総理大臣は、計画が認定基準を満たさなくなった場合には、認定を取り消すことができる。
- (2) 構造改革特区を推進するために、内閣に内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする構造改革特区推進本部を設置する。
  - (3) 特区法制定後も、定期的に地方公共団体や民間事業者等から構造改革特区において実現すべき規制改革の要望を受け、基本方針の改定を行うとともに、必要な法令等の改正を行う。

## 2. 特例措置を講ずることができる規制

- ①構造改革特区において実施することができる規制の特例措置は、別表1のとおりである。
- ②構造改革特区の推進と並行し、構造改革特区に限定するのではなく、全国において実施する規制改革事項（実施時期及び内容が明示されているものに限る。）は、別表2のとおりである。

- ③地方公共団体は、別表1に列挙されている規制の中から、地域特性等に応じて、構造改革特区を実現するために必要な規制の特例措置を選択して計画を作成し、内閣総理大臣に認定を求めることができる。民間事業者等は、別表1に列挙されている規制の中から、必要な規制の特例措置を選択し、地方公共団体に計画の作成を提案することができる。
- ④別表1については、規制の特例措置等の内容を整理して、1(1)①の基本方針において、「政府が構すべき措置についての計画（構造改革特区において特例措置を講じる規制）」として列挙する。
- ⑤別表1については、1(1)①の基本方針において、計画認定時に関係行政機関の長が同意する場合の、それぞれの規制ごとの同意要件を定める。

### 3. 今後のスケジュール

- ①上記1(1)を内容とする「特区法案」を、今臨時国会に提出するよう準備する。
- ②特区法案施行後すみやかに、同法に基づき基本方針を閣議決定する。
- ③別表1に掲げられている事項のうち、法律事項については、特区法案において対応する。政省令事項については、基本方針にしたがって、特区法案の完全施行までに公布及び施行をする。政省令及び通達等については、各省庁において案の作成を行うものとするが、案の作成に当たっては内閣官房と所要の調整を行う。施行した省令及び通達等については、構造改革特区推進本部に報告する。
- ④別表2に掲げられている事項については、12月に予定されている総合規制改革会議の第二次答申に向けた検討において、対象とするものとする。
- ⑤8月30日を締切り期限とした地方公共団体や民間事業者等からの提案に係る規制改革要望のうち別表1及び別表2に掲載されていない規制については、引き続き「実現するためにはどうすればよいか。」という観点から検討を行う。
- ⑥本プログラムに掲載されていない規制については、平成15年1月15日を期限として再度地方公共団体及び民間事業者等から提案を受付け、必要な対応をすみやかに行う。
- ⑦特区法案成立後、1年以内に構造改革特区において実施される規制の特例措置の効果、影響等を評価するための体制を定める。

- ⑧構造改革特区の検討に当たっては、「経済財政運営と構造改革の基本方針2002」  
（平成14年6月25日閣議決定）を踏まえ、引き続き総合規制改革会議等の意見を聴きつつ、その推進を図るものとする。

別表2 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（厚生労働省関係）

	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
922	特別医療法人が行うことができる収益業務の拡大	厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務（平成10年厚生省告示第108号）	特別医療法人について、業務範囲の拡大を行う。	平成15年度中	厚生労働省
923	高度先進医療に係る病床の特例措置の回数制限の撤廃	医療法施行規則第30条の32第1項に規定する特定の病床等の特例について（平成10年7月24日指第43号）	現行では各施設とも1回限りとされている高度先進医療に係る病床の特例措置の回数制限について、先端医療を推進するため特に必要があると認められる場合には撤廃する等の弾力的な運用を行う。	平成14年度中	厚生労働省
924	高度先進医療制度の見直し ①特定療養費制度の対象の拡大 ②「特定承認保険医療機関」の承認要件等の高度先進医療制度の見直し	①健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成6年8月厚生省告示第236号） ②保険医療機関及び保険医療費担当規則第5条の2（昭和32年厚生省令第15号） 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第5条の2（昭和32年厚生省令第13号） 特定承認保険医療機関及び特定承認療養取扱機関の取扱いについて（昭和60年2月25日保発第19号）	①薬事法改正により、医師の主導により医薬品等を使用する臨床研究について、治験として取扱うこととなったことに伴い、特定療養費制度の適用対象とする。 ②臨床研究以外の高度先進医療については、高度先進医療制度において、特定承認保険医療機関の承認要件や対象技術の範囲について見直しを行い、速やかに実施する。	①改正薬事法の施行により実施 ②平成15年度中	厚生労働省



925	臨床修練について、医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授を容認	外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授を目的として入国した外国医師等について、厚生労働大臣の許可を与えることを明確化する。(通知発出)</li> <li>・臨床修練の許可条件となっている語学能力について、英語以外の言語を追加する。(省令改正)</li> <li>・臨床修練の許可の審査期間の短縮を図る。(運用)</li> </ul>	平成14年度中	厚生労働省
926	対面診療が困難な場合以外の状況下での遠隔診療の適用	情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について(平成9年12月24日健政発第1075号)	対面診療が困難な場合(離島、へき地など)だけではなく、遠隔医療により適切な医療サービスが提供される場合(在宅の緩和ケア、リハビリテーション指導など)にも、対面診療を適切に組み合わせること等の条件を設定した上で、主治医の判断の下、必要に応じて遠隔診療を行うことを可能とする(通知改正)。	平成14年度中	厚生労働省
927	特定機能病院の病床数基準の緩和	医療法施行規則第6条の5	現行500床とされている病床数基準の緩和を行う。	平成15年度中	厚生労働省
928	未承認薬、欧米認可薬剤の利用の自由化	薬事法第14条第1項、第3項、第23条第1項	薬事法改正により、医師主導の治験に未承認の薬剤、器具機械を提供することを可能とする。	改正薬事法の施行により実施	厚生労働省
929	新しい医薬品や医療用具の審査における指定調査機関の要件緩和	薬事法第14条第3項	比較的低リスクの低い医療機器については第三者認証機関による認証を義務づけることとし、指定調査機関制度を廃止する。第三者認証機関には、大学や公設試験研究機関であっても、公平中立で技術的能力、財政基盤の整備された機関については広く認めていく。	改正薬事法の施行により実施	厚生労働省

## 構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針

平成15年2月27日  
構造改革特別区域推進本部

本年1月15日を締切り期限とした構造改革特区に係る第2次提案の募集に対しては、昨年8月30日の第1次提案を大きく上回る651件の提案が地方公共団体や民間事業者等から寄せられた。構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、「特区の推進に当たっては、定期的に地方公共団体や民間事業者等から提案を受け、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行い、別表1を追加・充実していくものとする。」とされていることを踏まえ、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行い、以下のような対応方針をとることとする。

1. 新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置

検討の結果、新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置は、別表1のとおりである。

〔今後の対応方針〕

- ①別表1のうち法律改正が必要な事項については、原則として3月中旬を目途に構造改革特別区域法の改正法案として、今通常国会に提出する。
- ②別表1に掲げられた規制の特例措置については、「特例措置の内容」、「同意の要件」及び「特例措置に伴い必要となる手続き」を具体的に検討した上で、6月上旬を目途に閣議決定により基本方針の別表1に追加する。
- ③基本方針の別表1に掲げられた規制の特例措置を定める政省令、訓令又は通達は、平成15年8月までのできる限り早い時期に公布し、10月1日までに施行するものとする。なお、規制所管省庁においては、別表1に掲げられた規制の特例措置を定める法律、政省令、訓令又は通達（以下「法令等」という。）の案を作成するに当たっては、別表1及び基本方針の別表1に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。
- ④別表1に掲げられた規制の特例措置は、平成15年10月1日の構造改革特別区域計画の認定申請の受け付け日以降から、構造改革特別区域計画に記載できる規制の特例措置の対象とする。

2. 全国において実施する規制改革事項

検討の結果、構造改革特別区域として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

〔今後の対応方針〕

- ①別表2に掲げられた規制改革事項については、上記の基本方針の別表1の追加の閣議決定とともに、基本方針の別表2として閣議決定する。
- ②別表2に掲げられた規制改革事項について、6月頃に予定されている総合規制改革会議の「中間とりまとめ」に向けた検討における対象とするとともに、このうち既に「規制改革推進3か年計画（改定）」（平成14年3月29日閣議決定）等に掲げられている事項であって、今回の検討の結果、前倒し・深掘り等が行われたものについては、その成果を、3月末に閣議決定する「規制改革推進3か年計画（再改定）」に着実に盛り込むこととする。
- ③内閣官房は、総合規制改革会議と連携して、その実施状況のフォローアップを行う。
- ④別表2に掲げられた規制改革事項を実施するために法令等の改正等を行った場合は、規制所管省庁はすみやかに内閣官房及び内閣府にその旨を報告する。

### 3. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた規制改革事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが構造改革特別区域で講じられる規制の特例措置として馴染まないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等のさらなる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、総合規制改革会議等の意見を聴きつつ、検討を深めていくものとする。

表1 構造改革特区において実施することができる特例措置(第2次提案追加分)

注)「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
910	株式会社の医療への参入	医療法第7条第5項	株式会社の医療への参入については、自由診療の分野という前提で、地方公共団体等からの意見を聞き、6月中に成案を得て、15年度中に必要な措置を講ずることとする。	厚生労働省